

有料職業紹介基本契約書

令和 年 月 日

● 株式会社

株式会社 朝日設計

有料職業紹介に関する基本契約書

●（以下甲という）と、有料職業紹介事業者 株式会社朝日設計（以下乙という）とは有料職業紹介に関する基本契約（以下、本契約と言う）を下記の事項にて締結する。

第1条（目的）

本契約は、乙より甲に職業紹介する労働者に関する基本となる事項を定めるものとする。
尚、個別契約にて本契約と異なる事項の定めがある場合、当該個別契約を優先し適用するものとする。

第2条（基本原則、理念）

甲及び乙は、本契約に基づく職業紹介を、相互の企業利益と、誠実な考えにおいての、適切な人材の供給を目的とする。

第3条（求職者紹介の要請及び労働条件の明示）

甲は、乙に求人依頼（書）として求人数、業務内容、勤務場所、雇用契約条件、その他必要条件を明らかにし求職者紹介の要請を行う。

第4条（求職者の紹介）

乙は、前条の要請に応じて、甲に対し求職者の紹介を行う。

第5条（求人）

甲は、乙に対して個別契約を締結する場合には、事前に職業紹介に関する募集内容や、募集条件等を申告するものとする。

第6条（採用）

甲は乙が紹介した労働者が募集内容や、募集条件等を有していると判断し採用を決定した場合は、労働者と雇用契約を締結する事とする。

第7条（守秘義務）

乙及び労働者は、業務及びそれに関して知り得た機密情報を第三者に漏らしてはならず、契約終了後も守秘義務を遵守する事とする。

第8条（個人情報の保護等）

甲および乙は、本契約上知り得た紹介求職者の個人秘密を保護し、正当な理由なくこれらを漏らしてはならない。
契約終了後も守秘義務を遵守する事とする。

第9条（有効期間）

本契約の有効期間は、契約日より1年間とする。尚、期間満了の1ヶ月前までに甲乙両者より書面による更新拒絶もしくは更新しない旨の意思表示がなされない場合は、本契約は更に1年間更新されるものとし、以降も同様とする。

第10条（基本契約の解除）

甲又は乙の一方が、正当な理由なく本契約に定める条項において不履行を行い、履行の催告に対しても誠意ある行動が行われない場合、本契約の全部、又は一部を将来に向かって解除できる事とする。

第11条（紹介料）

甲は乙が紹介した労働者と雇用契約を締結し、労働者が勤務を開始した場合には紹介料を乙に支払うものとする。

1. 甲は乙に本契約第3条の雇用契約書を確認させ、その雇用契約をもとに労働者の初年度標準年収（諸手当、賞与等を含む税金等控除される前の支給予定額）の30%～35%相当額（税別）を支払うものとする。
※紹介料率を変更する際は、都度双方で協議しておこなうものとする。
※紹介料算出のための初年度標準年収に対する割合は、都度双方で協議するものとする。
2. 支払い回数について原則として一括支払いとするが、有期雇用契約社員の場合においては、甲から相談があれば2～12分割払（期間：1年間）を可能とし、毎回の支払金額と期日については双方協議の上、別紙契約書に明示する。
また分割払いの場合、本人が期間の途中で自己都合退職した時は、第11条2の返金規定は対象とせず、退職の翌月以降は紹介料の請求はせず支払いも無いものとする。
3. 労働者が本人の責によりまたは自己都合により勤務開始日より半年以内に退職する事になった場合、乙は甲に対して本契約第11条第1項の紹介料を下表に基づき返金するものとする。

勤続月数	返金紹介料の割合
1ヶ月未満	100%
3ヶ月未満	50%
3ヶ月以上6ヶ月未満	10%

4. 甲は乙より本契約第11条第1項で定める紹介料（税別）の請求書を受け取った時は、双方相談の上決まった期日まで（原則就労月の末日）に指定の銀行口座に振り込むものとする。
尚、振込み手数料は振込み者負担とする。

第12条（反社会的勢力に関する保証）

1. 甲および乙は、自らが行う一切の事業に関して、次の各号の事項を表明し、保証する。
 - （1）自らが反社会的勢力（「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」に定義する暴力団およびその関係団体その他の反社会的団体または勢力をいう。）でないこと。
 - （2）自らが反社会的勢力でないこと。
 - （3）反社会的勢力を利用しないこと、およびこれに準ずる行為を行わないこと。
 - （4）反社会的勢力に資金提供を行わないこと、およびこれに準ずる行為を行わないこと。
 - （5）反社会的勢力を名乗るなどして相手方の名誉・信用を毀損し、もしくは業務の妨害を行いまたは不当要求行為をなさないこと、およびこれらに準ずる行為を行わないこと。
 - （6）役職員が反社会勢力の構成員でないこと。
2. 甲および乙は、前項の規定を自らの委託先および調達先にも遵守させる義務を負うものとする。
3. 甲および乙は、前二項に対する違反を発見した場合、直ちに相手方にその事実を報告するものとする。

第13条（合意管轄）

本契約及び個別契約に関する紛争については、大阪地方裁判所または大阪簡易裁判所のいずれかを第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第14条（協議）

本契約又は個別契約に定めのない事項又は、甲乙間で疑義が生じた場合は、その時々でお互いに誠意を持って協議し決定する事とする。

尚、本契約成立の証として、本契約書を貳通作成し、甲乙各署名捺印の上、各々壹通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲

印

乙 東京都台東区東上野6-16-10

株式会社朝日設計

代表取締役 青柳 寮 大 印

以下余白